

教育訓練計画

株式会社しんきんキャリアサービス
令和2年12月1日改正

★派遣スタッフ用 【派遣社員就業規則】第9章 教育訓練 第76条(教育訓練)の条文

1. 会社は社業の発展を達成するために、スタッフに対して、業務に必要な知識や技能を高め、資質の向上を図るために必要な教育訓練を行う。
2. スタッフは会社から教育訓練を受講するように指示された場合には、特段の事由がない限り教育訓練を受けなければならない。
3. 前項の指示は、教育訓練開始日の少なくとも2週間前までに該当スタッフに対して通知する。ただし、緊急でやむを得ない場合はこの限りでないが、スタッフの業務上の都合と本人の意思を尊重して決定する。
4. 会社はスタッフに「労働者派遣法」第30条の2に基づく教育訓練を指示し、スタッフが受講した場合の賃金、および「労働者派遣法」第30条第2項に基づく雇用安定措置としての教育訓練をスタッフが受講した場合の賃金は、個別に定める額を指定の日に支払うものとする。

1. 目的

派遣スタッフは一般的に、正規雇用労働者に比べて教育訓練の受講機会確保等の職業能力形成の機会が乏しい状況にあります。そこで、派遣スタッフのキャリアアップを図ることの重要性に鑑みて、労働者派遣法により派遣スタッフに対する教育訓練の実施が義務づけられています。

このような教育訓練を段階的かつ体系的に行うために「教育訓練計画」を策定いたします。

2. 実施方法

- | | |
|----------|---|
| ① 実施対象者 | 全派遣スタッフを対象 |
| ② 実施年数 | 入社時より3年間実施
4年目からは希望者のみ実施 |
| ③ 実施時期 | 〔第1回目〕入社時に1回1時間の教育訓練を実施
〔第2回目〕入社初年度、12月～2月までの間に教育訓練を実施
〔第3回目〕入社2年目、12月～2月までの間に教育訓練を実施
〔第4回目〕入社3年目、12月～2月までの間に教育訓練を実施
〔それ以降〕入社4年目以降は、希望者のみ個別に実施 |
| ④ 教育訓練時間 | 〔フルタイムスタッフ〕：週5日・1日6.5時間以上の勤務者
1年間につき8時間分の教育訓練を実施
(初年度は第1回目＝入社時に1時間、第2回目に7時間、以降は8時間)
〔1週4日勤務の短時間スタッフ〕：1日6.5時間以上の勤務者
1年間につき6時間分の教育訓練を実施
(初年度は第1回目＝入社時に1時間、第2回目に5時間、以降は6時間)
〔1週3日勤務の短時間スタッフ〕：1日6.5時間以上の勤務者
1年間につき4時間分の教育訓練を実施
(初年度は第1回目＝入社時に1時間、第2回目に3時間、以降は4時間) |

〔1週2日以下で勤務の短時間スタッフ〕：1日6.5時間以上の勤務者

（初年度は第1回目＝入社時に1時間、第2回目以降は希望に応じて実施）

⑤ 実施方法

〔第1回目〕：入社時 日本人材派遣協会のeラーニングシステムにより指定したビデオを視聴して学習します。当社スタッフより説明します。

〔第2回目〕～〔第4回目〕 eラーニングにより、就業時間外に2-④の所定時間数分を、自習にて実施して下さい。

⑥ 教育訓練手当の支給

「各スタッフの1時間当りの時給 × ④教育訓練時間数」を支払います。

〔第1回目〕：入社時の分 初回の給与支払時に1時間分を支給

〔第2回目〕～〔第4回目〕 3月の給与支給時に④の時間数分を支給

3. キャリアコンサルティング担当者

各派遣スタッフに対するキャリアコンサルティング担当者は、原則として営業担当者がこれに当たり、キャリアアップに対する相談、キャリアパスに関する相談、職業生活に関する相談、その他苦情相談、派遣先事業所とのいろいろな調整等を含めて対応いたします。

4. 教育訓練実施状況の記録

本教育訓練計画に基づき実施した教育訓練については、各派遣スタッフの「派遣元管理台帳」に記録・管理・保存するものとします。

5. 入社4年目以降のスタッフに対する教育訓練

前述の2-②のように、入社3年目までは、教育訓練の実施は義務としますが、入社4年目以降は、希望者のみに対して実施します。教育訓練を希望するスタッフは、キャリアコンサルティング担当者にご相談ください。

入社4年目以降のスタッフに対する教育訓練の教材については、無償で提供します。実施に当たっては、就業時間外に自習にて実施し、その間の教育訓練時間に対する手当の支給は行わず、無給とします。

6. 教育訓練用教材

業務に必要な知識や技能を高め、資質の向上を図るために、各派遣スタッフ向けに、キャリアコンサルティング担当者がJASSAキャリアカレッジのeラーニングを選定の上実施します。

なお、教育訓練用教材は、当社が加盟する一般社団法人日本人材派遣協会発行の教育訓練用教材で、2,000種類以上の教材がありますので、個別に勉強したい分野があるスタッフについては、キャリアコンサルティング担当者に相談して下さい。

その他、教育訓練用の教材について知りたい方は「教育訓練教材一覧表」を送付いたしますので、ご相談ください。

以 上